

第 5991 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月 4日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告書を期限後に提出した場合

Q：確定申告の提出を失念して、期限後申告になってしまいました。通常は、無申告加算税がかかりますが、かからない場合もあるとか、どんな場合ですか？

A：次の要件のすべてを満たす場合は、無申告加算税が課されません。

【解説】

確定申告書を申告期限を超えて申告（期限後申告）をしますと、原則として、無申告加算税が課されます。

ただし、期限後申告であっても、次の要件を全て満たす場合は、無申告加算税が課されません。

- ①その期限後申告が、法定申告期限から1月以内に自主的に行われていること
 - ②期限内申告をする意思があったと認められる一定の場合に該当すること
一定の場合とは、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合をいいます。
 - (1)その期限後申告に係る納付すべき税額の全額を法定納期限（口座振替納付の手続をした場合は期限後申告書を提出した日）までに納付していること
 - (2)その期限後申告書を提出した日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税又は重加算税を課されたことがなく、かつ、期限内申告をする意思があったと認められる場合の無申告加算税の不適用を受けていないこと
- なお、この場合でも、延滞税は課されますので注意してください。

